

産業建設常任委員長報告

令和5年6月30日

今期定例会において、産業建設常任委員会に審査付託となりました議案2件及び請願1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、去る6月23日に委員会を開催し、議案審査においては、担当部長等の出席を求め、現地調査を実施しました。また、請願については、提出者の趣旨説明、趣旨説明に対する質疑を行い、慎重に審査いたしました。

議案第67号「三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」外1議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、請願第1号「公共財としての種子を保全・活用するための施策を求める意見書の提出について」は、審査の結果、賛成多数をもって採択してよいものと決しました。

提出者からは、広島県農業ジーンバンク廃止の決定を受けて、広島県の食料の安全保障と農業の持続的発展に影響を及ぼす可能性が生じてくるのではと感じている。広島県農業ジーンバンクに保管されている、約1万8,000点ある種子のうち、廃棄予定だった約1万2,000点が希望に応じ、教育機関や市町へ配布される方針に変更されたことについては、広島県へ感謝しているが、それが種子の活用に結びつくのかという疑問が残る。かけがえのない種子を有効に活用していくためには、しっかりとした目的や計画、体制を整えていかなければならない。

これまで広島県農業ジーンバンクは、失われつつある農産物種子の保存とその再活用、この二つの役割を大きく担っていた。広島県農業ジーンバンクが担ってきた機能、そして種子を活用できるシステムを引き続き、広島県の政策として考えていただきたい。との説明がありました。

また、県内で有機農業を営む提出者からは、自身も種とりをして農業を行っているが、気候変動の影響で、年々種とりが難しくなっている。今までであれば、生産者同士で種を融通し合うなど、種の入手は安定していたが、生産者自体が減少し、種とりをする農家も減ってきている。そのような中で、保全された種子の貸し出しをしてくれる公的機関の存在が、本当に心の拠り所となっている。との

説明がありました。

これに対して委員からは「広島県にこういった施策をしてもらいたいのか」との質疑があり「広島県議会や広島県の執行部の意見だけでなく、もっと広く意見を聞き、次の世代が種子を活用できる施策を打ち出してほしい」という回答がありました。

討論で述べられた意見は次のとおりです。

はじめに、不採択とすべきであるとして述べられた内容としては、広島県農業ジーンバンク廃止後の種子の取扱いとして、広島県議会において、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構へ譲渡を行わない種子については、直ちにすべてを廃棄するのではなく、利用者や市町など関係者の意見を聞きながら、有効な活用方法について、検討していきたいと考えていると答弁をされている。

広島県がジーンバンクを廃止した理由として、財政上の問題と利用の低迷が挙げられており、三次市の農家の利用も極めて低く、三次市の農業政策に対する影響もそう大きくないと感じる。廃止を決断されたことに対しては、いわゆる選択と集中という観点からも、広島県がとられた措置についても十分理解できる。との意見が出されました。

次に、採択すべきであるとして述べられた内容としては、広島県農業ジーンバンクが保有する1万8,000点以上の種子は、県民にとって大きな宝であり、財産でもある。今後、起こりうる食糧難への備え、また作物を改良していく上でも、これらの種子は必要とされる。請願者の説明でも、県の対応は評価できる部分はあるが十分ではない旨が述べられており、その内容は理解できるものである。次世代の農業のためにも、今ある種子をしっかりと管理し、守っていくべきだ。との意見が出されました。

採決の結果、本請願は、賛成多数をもって、採択すべきものと決しました。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。